

令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。

なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和6年1月2日12時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和5年度緊急用務空域 公示第5号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和5年度緊急用務空域第5号を指定する。
- A) 関係都道府県：石川県（E項に詳述）
- B) 開始：令和6年1月2日12時00分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：以下の示す範囲
  - ・北緯37度以北の能登半島全域の陸地  
(石川県輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町、中能登町)
- F) 下限高度：地上
- G) 上限高度：地上から600m

公示空域（石川県輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町、中能登町）



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。  
航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。